

監査公表第 10 号

令和 8 年 6 月 24 日

周南市監査委員 久 行 竜 二

周南市監査委員 福 田 文 治

定期監査結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

1 監査の対象

総務部

総務課、施設マネジメント課、法務コンプライアンス課、人事課、
防災危機管理課

2 監査の範囲

令和 7 年 4 月（指定した一部の事務については令和 6 年 4 月）から令和 8 年 2 月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和 8 年 4 月 10 日（金）から 6 月 18 日（木）まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

ア 文書は適正に整理、保存されているか。

(2) 支出事務

- ア 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- イ 負担金、補助及び交付金の支出について、事業計画書どおりの精算が行われているか。
- ウ 資金前渡及び資金前渡に伴う精算事務の手続に誤りはないか。
- エ 補助金等の交付決定に伴う審査は適正に行われているか。

(3) 契約事務

- ア 随意契約による場合、その理由は適正か。
- イ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
- ウ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。
- エ 収入印紙は契約金額に応じて貼付され、かつ消印されているか。
- オ 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。
- カ 契約の方法及び手続において、設計時の参考見積書は適正に作成されているか。

(4) 財産管理事務

- ア 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。
- イ 物品の出納受払いは適正に行われ、出納簿等帳簿類は整備されているか。
- ウ 物品の保管の方法及び場所は適切か。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項（合計68件）については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

施設マネジメント課

(1) 契約事務

- ア 市有財産の使用貸借契約について、契約事務を怠っているものがあった。